**平成29年1月11日**

**大阪府動物愛護管理センター（仮称）の設置に伴う職員の給与・勤務条件について**

**１　提案理由**

　　　狂犬病予防対策など公衆衛生の向上を中心とした動物衛生行政から、動物とのふれあいを通じてやさしい心を育み命の尊さを学ぶなど、動物愛護の普及啓発を中心とした動物愛護管理行政に転換を図るための拠点施設として、動物愛護管理センターを設置する予定（平成２９年８月開所予定）である。

　　　また、犬の捕獲頭数の激減（平成２７年度捕獲頭数：９２頭、平成７年度捕獲頭数４，５９０頭の約２%）や保護・収容犬の返還・譲渡率の向上（平成２７年度譲渡返還率：約７１.２％、平成７年度の譲渡返還率約４.７%の１５.５倍）を踏まえ、狂犬病予防対策に係る獣医師職・技能労務職の業務内容について見直しを行い、平成２９年４月より、野犬捕獲業務は獣医師職が従事することを原則とし、技能労務職は、譲渡の推進に向けた飼養管理業務や動物愛護管理に係る自動車運転業務に従事することとする。

　　　これらに伴い、給与・勤務条件の見直しについて以下のとおり提案する。

**２　提案内容**

(1)給与

①技能労務職の給料の調整額の調整数を一とする。

②動物愛護管理センター支所に勤務する技能労務職には、給料の調整額は支給せず、

飼養管理業務に従事した場合、一日につき四百五十円の特殊勤務手当を支給する。

　　　③狂犬病や災害等の発生により、公衆衛生上、緊急に犬の捕獲業務、薬殺、掃討、動物の処分が必要と動物愛護管理センター所長が認め、技能労務職が当該業務に従事または、獣医師職の補助業務に従事した場合、一日につき四百五十円の特殊勤務手当を支給する。

　(2)勤務条件

　　＜動物愛護管理センターに勤務する職員＞

1. 勤務日

平日（月～金）、週休日（土・日）及び休日（１２月２９日～１月３日を除く）

※休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日(同法に規定する休日を除く。)をいう。

なお、休日勤務における代休日の指定は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定どおり。

1. 勤務時間

平日：Ａ勤　午前9時 ～午後5時30分、Ｂ勤　午前9時15分～午後5時45分

　　　　　土曜日・日曜日・祝日：午前9時～午後5時30分

1. 休日

　 　　　 四週間ごとの期間につき八日の週休日

　＜動物愛護管理センター支所に勤務する職員＞

1. 勤務時間

平日：Ａ勤　午前9時～午後5時30分、Ｂ勤　午前9時15分～午後5時45分

　　　　その他の勤務条件については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定ど

おり。

**３　実施時期**

(1)給与

①・③ ：平成２９年４月１日

1. ：平成２９年８月１日（動物愛護管理センター設置の日）

　(2)勤務条件

　　 平成２９年８月１日（動物愛護管理センター設置の日）

**４　協議期限**

(1)給与　　　：平成２９年２月　７日

(2)勤務条件　：平成２９年１月３１日